

# LTE フラットコース (EM) 安心サポート規約

## 第1章 総則

### 第1条 (用語の定義)

安心サポート規約において使用する用語の定義は次のとおりとします。ただし、別に定義のある場合はこの限りではありません。

用語	定義
本規約	LTE フラットコース (EM) 安心サポート規約をいいます。
当社	株式会社エネコムをいいます。
端末機器	「LTE フラットコース (EM)」回線の利用にかかる端末機器で、「LTE フラットコース (EM)」申し込みに伴い、当社より販売されたルータをいいます。
本サービス	当社提供サービスである「LTE フラットコース (EM)」の利用を条件に、当社が提供する端末機器に対する保証サービスをいいます。
当社会員	本サービスへの入会申し込み手続きを完了し、当社が本サービスへの入会を承諾した者で、かつ会員としての資格を喪失していない者をいいます。当社会員は、本サービスの入会申し込み手続きをした時点で、本規約の内容を承諾しているものとみなします。

### 第2条 (本規約の適用)

1. 本規約は、当社が提供する本サービスを当社会員が利用する際に適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、当社会員の事前の了承を得ることなく、本規約を変更することがあります。本規約の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容が掲載された日の翌日から 7 日間が経過した時にその効力を生じるものとします。
3. 本サービスの利用者が、本規約の変更の効力が生じた後に本サービスを利用した場合には、変更後の本規約のすべての記載事項について同意したものとみなします。

### 第3条 (譲渡禁止)

当社会員は、本サービスの会員としての権利義務について、第三者への譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

### 第4条 (本サービスの提供条件)

1. 本サービスは、「LTE フラットコース (EM)」の契約者回線毎に提供します。
2. 本サービスは、「LTE フラットコース (EM)」の申し込み時にのみ同時に入会申し込みすることができます。「LTE フラットコース (EM)」の申し込み時以外に入会申し込みをすることはできません。
3. 当社会員が個人の場合には、1つの契約者回線において、本サービスへ複数加入することはできません。
4. 本サービスの提供対象は、端末機器に限ります。
5. 本サービスは、6 ヶ月間に 1 度の適用を条件とします。
6. 入会后、一度退会した場合、再入会することはできません。

### 第5条 (本サービスへの入会)

1. 当社会員になろうとする者は、本規約に同意のうえ、当社の指定する方法に従い、本

サービスを申し込むものとします。

2. 当社は、当会員になろうとする者から本サービスへの入会申し込みがあったときは、以下の各号の条件を満たさない場合、本規約に反するため本サービスの提供ができない場合、又はその申し込みを承諾する事が技術的に困難な場合を除き、本サービスへの入会を承諾するものとし、本サービスへの入会申し込みをした方は、お申し込みした当日から、当会員の資格を取得するものとします。
  - (1) 「LTE フラットコース (EM)」もしくはその他当社提供サービスに係る料金その他の債務（本規約に規定する料金又は工事費、もしくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 前条に基づく申し込み内容に不備があるとき。
  - (3) 申し込みをした者の年齢が満 13 歳未満であるとき（満 12 歳に達した日の翌日以降の最初の 4 月 1 日が到来しているときを除きます。）。
  - (4) 申し込みをした者が、「LTE フラットコース (EM)」の利用を停止されたことがある又は「LTE フラットコース (EM)」もしくはその他当社提供サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

#### 第6条（変更の届出）

1. 当会員は、連絡先（氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号もしくはメールアドレス又は通知連絡等の送付先をいいます。以下同じとします。）に変更があったときは、そのことを速やかにメガ・エッグ お客さまセンターに電話にて届け出るものとします。
2. 第1項の届出が無かったことで当会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

#### 第7条（当会員が行う退会手続き）

1. 当会員が本サービスの退会を希望する場合は、メガ・エッグ お客さまセンターに当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本サービスを退会し、当会員の資格を喪失するものとします。
2. 当会員が、本サービスを解約する場合、本サービスを解約後に保証サービスを受けることはできないものとさせていただいておりますので予めご了承下さい。

#### 第8条（当社が行う退会手続き）

1. 当社は、当会員が本サービスの月額料金その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は当会員に対しなんらの催告等を要せず、当会員を退会させることができるものとします。
2. 当会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合には、当社は、当会員に対し会員としての資格を喪失させることができるものとします。
  - (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
  - (2) 本規約のいずれかの規定に違反した場合
  - (3) 月額料金等当社に対する債務の履行を怠った場合
  - (4) 本サービスの利用状況等が適当でないと判断された場合
  - (5) 住所変更等の届出を怠る等、当会員の責めに帰すべき事由により当会員の居所が不明となり、又は当社が当会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合
  - (6) 不正な行為があった場合
  - (7) 当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
  - (8) その他、当社が当会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
  - (9) 本サービス利用時において、当社又は業務提携先に対して、電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、又は業務に支障を与えた場合
  - (10) 当会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
  - (11) 当会員に本サービスを提供する際に、当社又は業務提携先の社員及び第三者の生

- 命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると当社が判断した場合
3. 前各号の場合、当社は、当該当社会員に対し、即時に本サービスの利用を停止させていただきますことがあります。  
また、前各号の事由が発生したことにより、第三者に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。
  4. 当社会員は、第 1 項、第 2 項に該当する場合は、その退会の日をもって、当社会員の資格を喪失するものとします。

#### 第 9 条（本サービスの適用期間）

本サービスの適用期間は、本サービスへの入会の申し込みを受け当社がそれを承認した日から退会の日もしくは「LTE フラットコース（EM）」の利用契約の終了日までとします。

#### 第 10 条（月額料金）

本サービスの月額料金は、当社会員の入会申し込み月から生じるものとし、1 契約毎に月額 300 円（税込み 330 円）とします。

#### 第 11 条（月額料金のお支払い）

1. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申し込み書において定める方法により、「LTE フラットコース（EM）」の利用料金と合算してお支払いいただきます。
2. 本サービスの月額料金は、別途本サービスの申し込み書において定める日までに支払うものとします。なお、当社会員がクレジットカード決済を選択している場合にはクレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3. 当社は、当社会員が支払った月額料金は理由の如何を問わず返還しないものとします。
4. 月額料金は日割りとします。

#### 第 12 条（消費税相当額の加算）

第 10 条、第 11 条の規定により当社会員にお支払いいただく金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

#### 第 13 条（遅延利息）

当社会員は、月額料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の当社が定める日数について、年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

#### 第 14 条（本サービスの提供義務の免責）

当社は、次の場合には本サービスの提供義務を免れるものとします。

- （1）当社会員が月額料金その他の債務のお支払いを現に怠っている場合
- （2）天災等の不可抗力、その他の事由により、本サービスの継続運営が困難であると当社が判断した場合

#### 第 15 条（個人情報）

当社（本サービスの販売店を含む。）は本サービスにおいて知り得た当社会員の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、当社がウェブサイト上に公開するプライバシーポリシーに従って取り扱うものとします。

## 第2章 本サービス内容

### 第16条（保証の対象範囲）

当社が本サービスにおいて保証する対象は、当社に登録された当社会員が使用する端末機器とします。

### 第17条（保証の詳細）

当社は、本サービスの適用期間中に当社会員の使用する端末機器に次の各号のいずれかの事由が発生した場合に、会員に対し次の保証サービスを提供いたします。

事由	保証内容
取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で端末機器が故障した場合で当社が認めた場合。	無償での修理。ただし、修理が難しい場合は無償での端末機器の交換対応。なお、端末機器は、Used品（※）と交換させていただく場合がございますので予めご了承ください。

※Used品とは、他のLTEフラットコース（EM）の契約者より当社にご返却いただいた端末機器のうち、当社にて正常に動作していることの確認がとれた端末機器をいいます。

### 第18条（保証サービスの適用対象外となる場合）

当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、保証の対象外とします。

- （1）当社会員の故意による故障、改造による損害、その他盗難・紛失
- （2）地震、噴火、風水災、その他の自然災害に起因する被害
- （3）使用による劣化や色落ち等
- （4）戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動に起因する被害（群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- （5）公的機関による差押え、没収等に起因する被害
- （6）その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合

### 第19条（保証を受ける際の手続き）

1. 当社会員は、第17条に定めた事由が発生した場合は、メガ・エッグ お客さまセンターに連絡の後、端末機器及び製品保証書を当社指定の郵送先に郵送いただくものとします。なお、郵送にかかる費用は当社会員が負担するものとします。
2. 修理後もしくは交換用の端末機器の郵送にかかる費用は当社にて負担するものとします。

附則(平成24年9月28日 コ企第454号)

附則(第二版改定平成26年1月31日 コ企第948号)

(実施期日)

- 1.本規約は、平成26年2月1日から実施します。

(実施期日)

1.本規約は、2020年4月1日から実施します。